

平成 23 年 12 月 21 日

滞納整理課

0742-34-4965

公金着服事件解明調査のための第 4 回第三者機関による判定結果について

職員による市税延滞金着服の全容解明のための第 4 回目の第三者機関の会議を昨日(12月20日)開催し、判定していただきましたので、その結果をお知らせします。

記

第 4 回第三者機関による判定結果

- ・ 提出案件数 20 人分
- ・ そのうち、着服があったと判定された件数 11 人分
- ・ 着服があったと判定された金額 約 6 , 0 0 0 千円
- ・ 着服がなかったと判定された件数 9 人分

今までの判定結果合計

- ・ 対象納税者への送付件数 104 人分
- ・ 着服があったと判定された件数及び金額 79 人分
約 4 2 , 7 5 0 千円
- ・ 着服がなかったと判定された件数 25 人分

被害届の提出について

警察への資料提出の同意を得た納税者の資料を第一次分として 12 月 2 日に提出しましたが、その後、警察での捜査を経て、届けの受け入れが整ったものについて被害届を順次提出していきます。警察と協議のうえ、第一回分として、年内に提出する見込みです。